

平成27年11月24日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区永田町二丁目4番8号
ニッセイ永田町ビル7階
大和ハウス・レジデンシャル投資法人
代表者名 執行役員 多田 哲治
(コード番号: 8984)

資産運用会社名
大和ハウス・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 土田 耕一
問合せ先 取締役財務企画部長 漆間 裕隆
TEL. 03-3595-1265

資産運用会社における業務方法書の変更に関するお知らせ

大和ハウス・レジデンシャル投資法人(以下、「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する大和ハウス・アセットマネジメント株式会社(以下、「資産運用会社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、平成27年11月25日開催予定の本投資法人の投資主総会での規約の一部変更に係る議案の承認可決を停止条件として、業務の内容及び方法を記載した業務方法書の内容の一部変更を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の内容及び理由

平成27年11月25日開催予定の本投資法人の投資主総会において、規約一部変更にかかる議案が承認可決された場合、変更後の規約に則り資産運用会社の業務方法書を変更する必要があることから、以下のとおり業務方法書の一部の変更を行うものです。

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。)の改正に伴い、資産を主として不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする旨を定め、併せてこれに関連する規定の修正を行うものです。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。) (以下「投信法施行令」といいます。)の改正により、特定資産(投信法施行令第3条に定めるものをいいます。)の範囲に再生可能エネルギー発電設備が含まれることとなったため、運用対象に上記を加える旨の変更を行うものです。
- (3) 上記の他、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものです。

*規約一部変更の詳細に関しては、平成27年10月8日付「規約の変更及び投資法人の役員選任に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 変更予定日及び届出予定日

- (1) 変更予定日: 平成27年11月25日
- (2) 届出予定日: 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)に基づき、変更後、遅滞なく金融庁長官に対して届出を行います。

3. 今後の見通しについて

本件による本投資法人の第20期（平成28年2月期）及び第21期（平成28年8月期）の運用状況に与える影響等はなく、運用状況の予想の変更はありません。

以 上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.daiwahouse-resi-reit.co.jp/>